

1 9歳以上23歳未満の被扶養者の収入要件の取り扱いについて

地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正に伴い、被扶養者の収入要件に変更がありますので、お知らせします。

変更点

19歳以上23歳未満の方（配偶者を除く。）に限り、収入要件を「収入が年額150万円未満」と取り扱うこととなります。

適用日

令和7年10月1日

注意事項

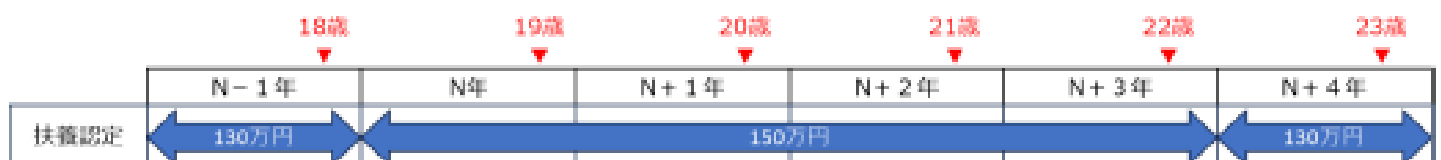
（1）配偶者の方は対象外となります。配偶者の範囲には届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。

（2）学生であるかにかかわらず配偶者以外であれば年齢によって判断します。

（3）年齢要件（19歳以上23歳未満）は、その年の12月31日時点の年齢で判断します。例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

なお、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である方は12月31日において年齢が加算されるものです。

（例：令和7年11月に19歳になる方→令和7年10月1日より扶養限度額を150万円として考えます。）



（4）これまでと同様に、被扶養者自身が健康保険に加入した場合は、収入要件を満たしていたとしても取消該当となります。